

福井市新学校給食センター整備運営事業 要求水準書に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	12	2	(3)	エ				開発許可及び確認申請等	開発行為除外確認申請に際しては、開発行為許可申請に準じる書類の提出が思慮されますが、自治会長等の施行同意も必要となるのでしょうか。また、施行同意が必要となった場合は、排水施設の管理者同意と同様、貴市で対応していただけるのでしょうか。	前段については、自治会長等の施行同意は必要となりますが、自治会長等には説明の上、本事業についての理解を得ています。後段については、ご理解のとおりです。なお、協議用の資料作成等は市へのご協力をお願いします。
2	要求水準書	12	2	(3)	エ				開発許可及び確認申請等	地目変更の手続きに関しては、事業者の確認申請提出時迄に市で実施する予定となっています。一般的な事業スケジュールから考えますと、令和4年秋頃には建築確認申請の手続きが必要かと想定します。他方、東側道路の整備は令和4年度中、用水路の移設工事は令和4年度下期予定等となっている事から、事業者側か建築確認申請提出予定時期迄に地目の変更は間に合わないかと想定します。この場合においても、民間事業者の申請手続きに影響はなく、市の責において地目変更手続を実施していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	13	2	(5)	ア	(イ)	g		給食センター内のゾーニング及び動線計画	「食物アレルギーに対応する作業を行う区域は、その他の区域から隔壁やパーテーション等により区画するとともに、空調・換気設備も独立した系統として計画する。」と記載されていますが、その他区域からの空気汚染が無い室圧計画とすれば空調換気系統の単独化には拘らないと解釈して宜しいでしょうか。	当該作業を行う区域においては、空調・換気設備ともに独立した系統として計画してください。
4	要求水準書	18	2	(5)	イ	(ウ)	e		アレルギー対応給食	「1献立2品までのアレルギー対応食を予定」とありますが、2品のなかに炊飯もふくまれるとの理解でよろしいでしょうか。	白飯を除く混ぜご飯等の炊飯は含みます。
5	要求水準書	22	2	(5)	ウ	(ア)	a		駐車場	大型バスの乗車定員、車両サイズ等ご指示ください。	定員：正席45人、全長12.0m、車幅2.5m、車高3.8m程度を想定しています。
6	要求水準書	26	2	(6)	ウ	(イ)	a	(g)	換気・空調設備	「各諸室の温度及び湿度は、事業者用事務室にて集中管理を行う。市職員用事務室でも確認できるよう子機を設置する。」と記載されていますが、対象室を調理エリアと解釈して宜しいでしょうか。	対象室は、汚染作業区域及び非汚染作業区域になります。
7	要求水準書	44	5	(3)	エ	(オ)			配送車両の調達	配送業務と回収業務の間の時間については、構成員が所有する場所での一時待機は可能でしょうか。	配送業務と回収業務の間の一時待機は可能ですが、待機場所については、市と協議して承認を得てください。

福井市新学校給食センター整備運営事業 要求水準書に関する第2回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書								添付資料1	市道南部2-889号線は令和4年度中の整備完了を予定しておりますが、市道整備完了前に当該施設の建設工事に着手する場合、事業用地南側の用地内に市道南部2-134号線から事業用地までの仮設道路が必要になります。仮設道路の確保は可能でしょうか。 また、この場合の土地の賃借条件についてもご教示ください。	仮設道路の確保は可能です。 ただし、位置や形状については、新幹線工事との調整により決定します。土地については、現状復旧等の条件で無償で使用が可能です。
9	要求水準書								添付資料1	事業用地の南側の用地については、「施工ヤードとして一部利用可」とされていますが、土地の賃借の条件についてご教授ください。	土地については、現状復旧等の条件で無償で使用が可能です。
10	要求水準書に関する第1回質問に対する回答		No.3							要求水準書(案)に関する質問回答では、機能補償道路(隣接道路)の施工は、令和4年4月から12月の予定とされていましたが、要求水準書に関する第1回質問回答では、令和4年度中に整備を完了する予定と変更されています。 上水道及び下水道の整備時期(上水道は令和4年10月までに配水管を敷設する予定、下水道は令和4年度の完成予定)に影響があるのでしょうか。	上水道及び下水道は当初の予定どおりに整備を行う計画ですが、工事間の調整により、時期が変更となる可能性が有ります。
11	要求水準書に関する第1回質問に対する回答		No.93							本事業の供用開始後、事業用地の南側の用地を利用する場合は、地権者である市と協議のうえ、事業者の負担により利用することが可能との回答がありました。利用するための条件や負担の内容についてご教授ください。 また、市と協議した結果、利用できない場合や南側の用地の全部ではなく一部利用も可能でしょうか。	南側の用地については、市として別途活用することを前提としています。仮に、全部または一部利用できる場合は、有償利用を想定しています。